

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
理事長 佐野 洋子
(公印省略 法人運営課企画経営係)

公募型プロポーザル方式業務の実施について

明石市社会福祉協議会の業務について公募型プロポーザル方式業務(以下「プロポーザル方式」という。)を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により申込書類等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名 | 明石市社会福祉協議会勤怠管理システム業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 明石市社会福祉協議会他 |
| (3) 業 務 概 要 | ①勤怠管理システム初期導入業務
②勤怠管理システムソフトウェア一式 |
| (4) 履 行 期 間 | ①勤怠管理システム初期導入業務
契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
※発注者と受注者双方が協議により変更することは可能とする。
②勤怠管理システムソフトウェア一式
令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
※発注者及び受注者の双方に異存がない場合は、随意契約により
年度毎に契約期間を延長する。 |
| (5) 見 積 限 度 額 | 1,818,181円(税抜)(①+②) |

2 プロポーザル方式参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (3) 明石市に業者登録を行っている者については、明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間

2025年4月8日（火）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市社会福祉協議会ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-924-9109）により明石市社会福祉協議会 法人運営課 企画経営係 公募型プロポーザル方式業務担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2025年4月8日（火）から2025年4月15日（火）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2025年4月17日（木）午後1時から明石市社会福祉協議会ホームページにおいて公表します。なお、電話による問い合わせはできませんのでご了承ください。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務参加申請書（1部/様式3）

イ 参考見積書（1部原本、3部コピー/様式4-1）

ウ 参考業務費内訳書（4部/様式5-1）

エ 5年間参考見積書（1部原本、3部コピー/様式4-2）

オ 5年間参考業務費内訳書（4部/様式5-2）

カ 企画提案書（4部/「企画提案書作成要領」参照）

(2) 書類の提出については、持参（受付時間は、平日の午前8時55分から午後5時40分までの間（ただし、正午から午後1時の間をのぞく））又は郵送により提出してください。郵送する場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市社会福祉協議会が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式2）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

封筒に宛名シール（様式2）を貼り付けていないものは無効としますのでご注意ください。

イ 2025年4月17日（木）午後1時に、明石市社会福祉協議会ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2025年5月8日（木）午後5時（必着）です。

〒673-0037 兵庫県明石市貴崎1丁目5番13号

明石市社会福祉協議会 法人運営課 企画経営係 公募型プロポーザル方式業務担当者 宛

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2025年5月16日（金） ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。

(2) 場所 明石市総合福祉センター本館 2階 社会適応訓練室

7 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

8 支払条件

- | | | | | | |
|-------------------|-----|---|-----|---|-------|
| ①勤怠管理システム初期導入業務 | 前金払 | 無 | 部分払 | 無 | 全額完了払 |
| ②勤怠管理システムソフトウェア一式 | 前金払 | 無 | 部分払 | 無 | 月払い※ |

※契約金額を9月分で案分し、月払いとします。

参考業務費内訳書（様式5-1）（B 勤怠管理システムソフトウェア一式 計）には、契約期間総額（9月分）の費用を記載してください。

9 契約の締結について

(1) 契約予定者

選定要領に記載した選定委員会において選定された契約予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本会と契約内容に関する調整を行うことになります。

なお、本案件は理事会の議決を要します。よって、理事会の議決（6月上旬頃を予定）後に、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) その他

契約予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合は契約を締結しません。この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市社会福祉協議会に請求することはできません。

10 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記載があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式2）を貼り付けていないもの
- (5) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (6) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (7) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (8) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加

申込みをしたもの

- (10) 公募型プロポーザル方式業務参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (11) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (12) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市社会福祉協議会に請求することはできません。

15 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。
- (3) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受付ません。